

訪問特定整備制度の見直し

訪問特定整備制度について

- 「訪問特定整備制度」とは、認証工場が、一定ルールのもと、自動車ユーザーの自宅等を訪問して特定整備を行えることとするもの

①訪問特定整備

1. 場所

認証工場の設備要件を満たす場所

例：運送会社の整備作業場等

2. 作業範囲

全ての特定整備



②限定訪問特定整備

1. 場所

認証工場の設備要件を満たさないが
安全・品質を確保できる場所

例：ユーザーの自宅駐車場等

2. 作業範囲

特定整備は、以下に限る

- ① ブレーキパッドの交換
- ② 発電機交換
- ③ スターターモーターの交換
- ④ 大特車のステアリングホースの交換



主なルール

- 依頼者への説明、訪問する整備士への指示等は、派遣元の認証工場の整備主任者が行う
- 料金の内訳(整備費、旅費等)を示すこと
- 訪問する整備士のリストをメールで運輸支局へ届出
- 訪問可能な範囲は、同一の都道府県内又は自動車によりおおむね1時間以内

公布・施行日

令和7年 3月31日(月) 公 布
6月30日(月) 施 行

限定訪問特定整備における定期点検実施の規制改革要望への対応

現 行

- (1) 限定訪問特定整備のコンセプトは、「事故・故障等による修理」のため、定期点検(12ヶ月点検)による修理は認めていない。
- (2) 安全性・周困への環境影響等の観点から、限定訪問特定整備で可能な項目は、ディスクブレーキのブレーキパッドの交換等に限っている。



ディスクブレーキのブレーキパッド交換

規制改革実施計画 (令和8年7月21日閣議決定)

【a,b:令和8年度上半期結論、結論を得次第速やかに措置】

- a 国土交通省は、法定点検の場合であっても限定訪問特定整備が実施可能となるよう、自動車整備士及び自動車の安全性の確保を前提として、対象車種についての検討を行い、結論を得次第、実施規程を改正するなど所要の措置を講ずる。
- b 国土交通省は、ドラムブレーキの交換の場合であっても限定訪問特定整備が実施可能となるよう、実施規程における一部の特定整備の対象範囲にドラムブレーキの交換を含めるため、自動車整備士及び自動車の安全性の確保を前提として、対象車種についての検討を行い、結論を得次第、実施規程第2条第2号イにドラムブレーキの交換を含めるなど所要の措置を講ずる。



ドラムブレーキのブレーキライニング交換

見直しにあたり考慮すべき検討視点について

対象車種についての検討にあたっては、①整備士の安全性の確保、②自動車の安全性の確保、③周囲への環境影響、④その他の視点を考慮して検討

①整備士の安全性の確保

- 整備士の安全性の確保については、その作業内容（品質・難易度）や労働環境の観点から、以下の項目により検討
 - 1台あたりの作業工数（人時）
 - 作業上の負担（脱着・交換部品のサイズ・重量）
 - 脱着・交換部品点数・給脂箇所
 - 作業工具の運搬・準備
 - 作業における事故が発生した際の人的・物的な被害の大きさ
 - 追加整備発生の可能性
 - 作業時間の見通し

②自動車の安全性の確保

- 自動車の安全性の確保については、その車両構造や作業内容（品質・難易度）の観点から、以下の項目により検討
 - 車両仕様／使用形態
 - 1台あたりの作業工数（人時）
 - 作業上の負担（脱着・交換部品のサイズ・重量）
 - 脱着・交換部品点数・給脂箇所
 - 作業工具の運搬・準備

③周囲への環境影響

- 周囲への環境影響については、以下の項目により検討
 - 作業における事故が発生した際の人的・物的な被害の大きさ
 - 廃棄物・粉塵・騒音の程度

④その他

- 第三者の安全確保について検討
- 限定訪問特定整備において法定点検実施時に行う車両下部への潜り込み、緩みやガタの確認等の作業に対応するため、①②③の視点から追加要件の必要性を検討

対象車種の検討結果

検討 視点	検討項目	現行可能な範囲			追加を検討した範囲(a)			追加を検討した範囲(b)			追加を検討した範囲(a,b)		
		事故、故障等により摩耗 又は損傷したものに限る			法定点検及び 法定点検に伴う以下特定整備			事故、故障等により摩耗 又は損傷したものに限る			法定点検及び 法定点検に伴う以下特定整備		
		ディスクブレーキ ブレーキパッド交換			ディスクブレーキ ブレーキパッド交換			ドラムブレーキ ブレーキライニング交換※			ドラムブレーキ ブレーキライニング交換※		
		小型車	中型車	大型車(注)	小型車	中型車	大型車(注)	小型車	中型車	大型車	小型車	中型車	大型車
①②	1台あたりの作業工数(人時)	0.25～1	1～1.5	1～4	1～1.5	2.5～3.5	5～10	0.5～1	1.5～2.5	4～6	1～1.5	3～4	8～12
①③	作業における事故が発生した際 の人的・物的な被害の大きさ	小	中	甚大	小	中	甚大	小	中	甚大	小	中	甚大
①②	作業上の負担(脱着・交換部品 のサイズ・重量)	小	中	大	小	中	大	小	中	大	小	中	大
①②	脱着・交換部品点数・ 給脂箇所	少ない (交換)	少ない (交換)	少ない (交換)	やや多い (交換・点検)	多い (交換・点検)	非常に多い (交換・点検)	少ない (交換)	やや多い (交換)	多い (交換)	やや多い (交換・点検)	多い (交換・点検)	非常に多い (交換・点検)
①	追加整備発生の可能性	低い	低い	低い	やや高い	高い	非常に高い	低い	やや高い	高い	やや高い	高い	非常に高い
②	車両仕様／使用形態	比較的画一的		多種多様	比較的画一的		多種多様	比較的画一的		多種多様	比較的画一的		多種多様
①	作業時間の見通し	明確	明確	明確	概ね明確	概ね明確	不確実	明確	概ね明確	不確実	概ね明確	概ね明確	不確実
①②	作業工具の運搬・準備	比較的容易		容易では ない	比較的容易		容易では ない	比較的容易		容易では ない	比較的容易		容易では ない
③	廃棄物・粉塵・騒音の程度	小	小	小	小	中	大	小	中	中	小	中	大
④	第三者の安全確保	—			必要			—			必要		
	検討結果(案)				○		×	◎	○	×	○		×

※ ドラムブレーキの取り外し、付随するリア・アクスル・シャフトの取り外し可
(注) ディスクブレーキ搭載車両は限定的

追加要件の検討にあたっての考え方

- 前頁において、「◎」は実施可能、「○」は追加要件を設けることで実施可能
- 大型車の「×」は、追加要件を設けても、整備士及び自動車の安全性の確保が難しいことから対象車種に含めないこととしたい
- 法定点検に伴う整備である場合、ブレーキ交換については対象が中型車以上である場合において追加要件が必要

法定点検に伴う整備である場合

- 「事故・故障等による修理」と比較して、①作業内容が複雑化すること、②整備士や第三者等の安全性の確保がより必要となること、③周辺環境への配慮がより必要となることから、以下の項目に追加要件を課すこととしたい
- 作業面積
- 安全装備
- 安全衛生教育等
- 作業スペースの明示
- 騒音等の周辺環境への配慮

ブレーキ交換について、対象が中型車以上である場合

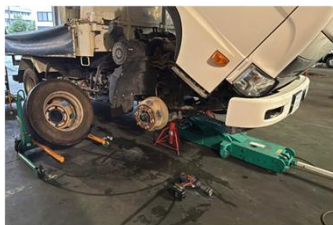
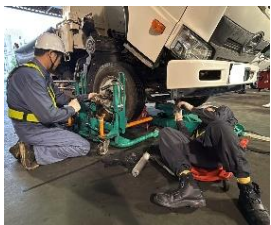
- 「小型車」と比較して、タイヤ等の大型化・重量化に伴い作業負担及び作業時間が拡大し、整備士及び自動車の安全性の確保がより必要となることから、以下の項目に追加要件を課すこととしたい
- 訪問最低作業人数
- 作業工具
- ※ なお、現行で可能としている中型車及び大型車のディスクブレーキブレーキパッド交換についても、整備士及び自動車の安全性の確保を図る観点から、同様に追加要件を課すこととしたい

追加要件の検討結果

	現行可能な範囲			追加を検討した範囲(a)		追加を検討した範囲(b)		追加を検討した範囲(a,b)	
	事故、故障等により摩耗 又は損傷したものに限る			法定点検及び 法定点検に伴う以下特定整備		事故、故障等により摩耗 又は損傷したものに限る		法定点検及び 法定点検に伴う以下特定整備	
	ディスクブレーキ ブレーキパッド交換			ディスクブレーキ ブレーキパッド交換		ドラムブレーキ ブレーキライニング交換		ドラムブレーキ ブレーキライニング交換	
検討項目	小型車	中型車	大型車	小型車	中型車	小型車	中型車	小型車	中型車
訪問最低作業人数	－	2名		－	2名	－	2名	－	2名
作業工具	－	タイヤドーリー インパクトレンチ		－	タイヤドーリー インパクトレンチ	－	タイヤドーリー インパクトレンチ	－	タイヤドーリー インパクトレンチ
作業面積	－			4m × 6m	5m × 9m	－		4m × 6m	5m × 9m
安全装備	－			安全ヘルメット・安全靴 ・蛍光ベストの装着		－		安全ヘルメット・安全靴 ・蛍光ベストの装着	
安全衛生教育等	－			安全作業マニュアルの整備・教育 避暑・休憩場所等の確保		－		安全作業マニュアルの整備・教育 避暑・休憩場所等の確保	
騒音等の周辺環境への配慮	－			用途地域の制限 (住居専用地域不可)		－		用途地域の制限 (住居専用地域不可)	
作業スペースの明示	－			コーン・ロープ等		－		コーン・ロープ等	

「—」: 既存要件で対応

法定点検の様子



作業工具の例



限定訪問特定整備における定期点検実施の規制改革要望への対応

現 行

規制改革実施計画
(令和8年7月21日閣議決定)

(1) 限定訪問特定整備のコンセプトは、「事故・故障等による修理」のため、定期点検(12ヶ月点検)による修理は認めていない。

(2) 安全性・周囲への環境影響等の観点から、限定訪問特定整備で可能な項目は、ディスクブレーキのブレーキパッドの交換等に限っている。

【a,b:令和8年度上半期結論、結論を得次第速やかに措置】

- a 国土交通省は、法定点検の場合であっても限定訪問特定整備が実施可能となるよう、自動車整備士及び自動車の安全性の確保を前提として、対象車種についての検討を行い、結論を得次第、実施規程を改正するなど所要の措置を講ずる。
- b 国土交通省は、ドラムブレーキの交換の場合であっても限定訪問特定整備が実施可能となるよう、実施規程における一部の特定整備の対象範囲にドラムブレーキの交換を含めるため、自動車整備士及び自動車の安全性の確保を前提として、対象車種についての検討を行い、結論を得次第、実施規程第2条第2号イにドラムブレーキの交換を含めるなど所要の措置を講ずる。

結論(案)

- a 法定点検について、訪問最低作業人数、安全装備、作業面積等の要件を満たした場合には、中型車までの車種について、限定訪問特定整備が実施可能となるよう、所要の措置を講ずる。
- b ドラムブレーキの交換について、訪問最低作業人数等の要件を満たした場合には、中型車までの車種について、限定訪問特定整備が実施可能となるよう、所要の措置を講ずる。
なお、ディスクブレーキの交換についても、自動車整備士及び自動車の安全性の確保を図る観点から、同様の措置を講ずる。